

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第85期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

【会社名】 高砂香料工業株式会社

【英訳名】 TAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井垣 理太郎

【本店の所在の場所】 東京都大田区蒲田5丁目37番1号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 経理部長 笠松 弘典

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区蒲田5丁目37番1号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 経理部長 笠松 弘典

【縦覧に供する場所】 高砂香料工業株式会社大阪支店  
(大阪市北区堂島浜1丁目4番16号アクア堂島NBFタワー6階)

高砂香料工業株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区錦1丁目10番27号カネヨビル3階)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第84期 前第3四半期 連結累計期間	第85期 当第3四半期 連結累計期間	第84期 前第3四半期 連結会計期間	第85期 当第3四半期 連結会計期間	第84期
会計期間		自平成21年4月1日 至平成21年12月31日	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高	(百万円)	87,576	88,656	28,734	28,108	114,347
経常利益	(百万円)	5,334	6,352	2,110	1,355	5,595
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,217	4,207	1,421	882	2,366
純資産額	(百万円)			53,841	54,117	53,980
総資産額	(百万円)			124,277	121,560	120,792
1株当たり純資産額	(円)			526.42	528.03	527.26
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	32.05	41.92	14.16	8.79	23.58
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)			42.5	43.6	43.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,293	5,765			9,152
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,940	3,127			6,367
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,238	1,441			3,380
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			9,829	11,071	10,200
従業員数	(人)			2,767	2,950	2,786

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、新たに以下の会社を持分法適用の範囲から連結の範囲に変更しております。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Takasago Fragrancias E Aromas Ltda.	São Jose, Brazil	BRR 千 30,686	香料事業	100.00 (100.00)	当社製品の販売及び原料の購入

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、間接所有であります。  
 2. 特定子会社であります。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	2,950
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,046
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	14,930	
米州	4,297	
欧州	3,104	
アジア	2,689	
合計	25,022	

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

受注生産を行わず、すべて見込生産によっております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	16,746	
米州	5,178	
欧州	3,131	
アジア	3,052	
合計	28,108	

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	総販売実績に対する割合(%)	金額(百万円)	総販売実績に対する割合(%)
コカ・コーラ ビジネスサービス㈱	3,435	12.0	3,503	12.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における経済環境は、海外では、欧州・米国経済ともに緩やかな回復が続く、アジアでも民需主導で堅調な経済環境を維持しています。

わが国の経済は、こうした海外経済の改善を背景に景気の持ち直しが見られましたが、国内では緩やかなデフレ状態が継続し、加えて円高の影響、また依然として厳しい雇用情勢など、楽観できない状況が続いています。

香料業界では、中国や東南アジア他の成長市場が順調に業界を牽引し、欧米市場でも回復基調が見られました。一方で当社を含む世界トップグループの香料会社による寡占化傾向の中でのシェア争い、また、市場が成熟し、かつ継続的なデフレ状況下での国内の事業展開など、内外ともに非常に厳しい競争環境が続いております。

このような中、当第3四半期連結会計期間の売上高は、28,108百万円（前年同四半期比2.2%減）となりました。部門別売上高では、フレーバー部門は17,563百万円（前年同四半期比5.9%増）、フレグランス部門は6,321百万円（前年同四半期比1.3%減）、アロマケミカル部門は2,143百万円（前年同四半期比8.9%増）、ファインケミカル部門は1,704百万円（前年同四半期比49.8%減）となりました。その他不動産部門は375百万円（前年同四半期比0.1%減）となりました。

利益面では、営業利益は1,270百万円（前年同四半期比34.5%減）、経常利益は1,355百万円（前年同四半期比35.8%減）となりました。また、四半期純利益は882百万円（前年同四半期比37.9%減）となりました。

セグメントにつきましては、日本は、当社のファインケミカル部門の売上が低調に推移し、売上高は16,746百万円、営業利益は605百万円となりました。米州は、米国子会社の原料費増等により、売上高は5,178百万円、営業損失は8百万円となりました。欧州は、ドイツ子会社が伸張したこと及びフランス子会社の収益回復等により、売上高は3,131百万円、営業利益は245百万円となりました。アジアは、シンガポール及び中国子会社等が堅調に推移して、売上高は3,052百万円、営業利益は329百万円となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の増加が投資活動及び財務活動による資金の流出を下回ったこと等により、第2四半期連結会計期間末に比べ444百万円減少し（前年同四半期は136百万円の減少）、当第3四半期連結会計期間末は11,071百万円となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は1,945百万円（前年同四半期は2,744

百万円の増加)であります。主なものは税金等調整前四半期純利益1,331百万円、減価償却費1,312百万円、売上債権の増加968百万円及び法人税等の支払925百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金の流出は1,575百万円(前年同四半期は2,247百万円の流出)であります。主なものは当社及びブラジル子会社において設備拡充を行ったこと等による有形固定資産の取得による支出1,606百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金の流出は886百万円(前年同四半期は470百万円の流出)であります。主なものは長期借入れによる収入3,321百万円、短期借入金の純減額876百万円及び長期借入金の返済による支出2,825百万円であります。

(3) 財政状態の状況

前連結会計年度末と比較して、総資産は767百万円増加し、121,560百万円となりました。主な増減は、受取手形及び売掛金の増加3,561百万円、商品及び製品の減少1,651百万円、投資有価証券の減少1,346百万円等であります。

前連結会計年度末と比較して、負債は630百万円増加し、67,442百万円となりました。主な増減は、支払手形及び買掛金の増加2,651百万円、長期借入金の増加3,144百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少2,613百万円等であります。

前連結会計年度末と比較して、純資産は137百万円増加し、54,117百万円となりました。主な増減は、利益剰余金の増加3,303百万円、為替換算調整勘定の減少2,471百万円等であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針)

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「技術立脚の精神に則り、社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、フレーバー製品、フレグランス製品の原料提供を通じて消費者に高付加価値な製品を提供しております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質且つ高付加価値の合成香料の製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成技術・触媒反応等の技術。またこれらの技術を基盤として、有機機一体として結合している4つの事業部の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応するお客様の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、お客様の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる香料製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルなお客様への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の4事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の種類の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の

企業価値に鑑み不十分又は不適當な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當でないと判断しました。

## 2. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、平成18年2月に策定した中期経営計画『プログラムG3』（Growth in Group & Global）（2006年度～2008年度）に続き、平成21年2月に中期経営計画『New Takasago Global Plan（GP-1）』（2009年度～2011年度）を策定し、「信頼される商品を生産し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」を経営基本方針の一つとして、当社グループのブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求いたしております。

中期経営計画における骨子は次の通りです。

### 「基本戦略」

#### アジア強化

グループ全社挙げてアジア強化を図る

世界トップレベル人材開発のための基盤づくり

世界トップクラスを達成維持するための人材開発制度の確立

環境対応強化(EHS宣言に基づく環境対策)

業績面に偏ることなく、CSR(企業の社会的責任)面でもトップクラスを目指す

顧客対応の充実

顧客のニーズに対応できる体制の確立

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

## 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### (1) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付（(2)(a)に定義されます。）を行う旨の提案を受けている事実はありません。

### (2) 本プランの発動及び不発動に係る手続

#### (a) 対象となる買付

買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け



(b) 意向表明書の提出

買付者は、買付の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び買付説明書（(d)に定義されます。）における使用言語は日本語に限ります。

(c) 特別委員会の設置

当社取締役会は、意向表明書を受領したとき、又は対象買付がなされる可能性がある場合、特別委員会規則に従い、速やかに特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い、社外役員及び外部有識者の中から特別委員会の委員を選定します。特別委員会の委員は原則3名とします。なお、外部有識者は、選任時に、社外取締役及び社外監査役の資格要件を満たす者に限り、かつ、当社の特定関係事業者の業務執行者、又は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬を除きます。）を受ける予定があり若しくは過去2年間に受けていた者を除きます。

(d) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者に対して交付いたします。対象買付を行う買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、買付者の買付内容の検討のために必要な情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。また、当社は、買付者が当社に対して必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

(e) 買付内容の検討、買付者との交渉

当社代表取締役に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報が提出された場合、当社代表取締役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求します。

特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報を受領した後、原則として最長60営業日の間、買付者の買付内容の検討、当社代表取締役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表取締役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間

接に買付者と協議、交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。また、買付者は、特別委員会の検討期間が満了するまでは、買付を実行することができないものとします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

#### 情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、当社代表取締役から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

#### (f) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容及びその理由、その他の事項（下記 に従い特別委員会の検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長期間・理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

##### 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを勧告します。なお、特別委員会は、買付について(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

##### 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなるか、該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。なお、買付者が本プランに定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に当該買付に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説明等を行うにとどめ、原則として本プランを発動いたしません。

##### 特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会の検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内（原則として30日間を上限とします。）で、特別委員会の検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

#### (g) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとします。但し、(h)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

(h) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)(f) に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付について(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとし、

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が以下のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、(2)「本プランの発動及び不発動に係る手続」に定める手続により、本新株予約権の無償割当てを行います。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合

(b) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様

(d) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客さま、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

(4) 本新株予約権の内容

本プランが発動されることとなった場合、当社は、( )買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び( )当社が当該買付者以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して無償割当ていたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2010年3月期の定時株主総会の終結の時から2013年3月期の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速

やかに行います。

#### 4. 本更新についての株主総会での承認

本更新は、平成22年6月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入いたしました。

#### 5. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

##### (1) 株主意思の反映

本更新は、平成22年6月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入いたしました。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

##### (2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

##### (3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

##### (4) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

##### (5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、2,102百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後のわが国経済は、経済危機を脱し、自律的回復への基盤が整いつつあるものの、継続するデフレ状態と依然として厳しい雇用環境、また欧米を中心とした海外景気の下振れの日本経済への影響なども懸念され、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。また、世界経済は、各国政府が景気回復に向けての金融政策を進める中、アジア地域やその他の新興国では堅調な経済成長を続けており、世界的な景気回復への牽引役となるものとの期待が高まっております。

一方、当社グループを取り巻く環境は、国内市場での競争激化及び不透明な需要動向に加え、原料の需給逼迫が懸念されるなど、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような中、昨年度より始まった中期経営計画『NEW TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-1)』は、「アジアで唯一グローバル化した香料会社である特性を活かし、高砂創立100周年（2020年）までにアジアトップクラスを目指す体制整備を図る」ことをビジョンとし、今後も継続的に高い成長の期待される有力な新興国を有するアジアにおいてトップクラスとなることが世界トップクラスになることに繋がると考え、販売、製造、研究開発、マーケティング、人材等あらゆる分野でのアジア強化をグループ全社挙げて図っております。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、以下の設備を取得いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
Takasago Fragrancias E Aromas Ltda.	São Paulo, Brazil	米州	香料生産 設備			742 (46)	197	940	64

(注) 帳簿価額の「その他」は全額建設仮勘定であります。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### 重要な設備の新設等

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の取得の計画は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了 予定		完成後 の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払 額 (百万 円)		着手年 月	完了年 月	
Takasago International Corporation(U.S.A.)	NY, U.S. A.	米州	製造工場 及び原料 ・製品倉 庫等の関 連施設	750		自己資 金	平成22 年 12月	平成24 年 3月	年間 15,000 トン

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,761,988	100,761,988	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000 株であります。
計	100,761,988	100,761,988		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		100,761,988		9,248		8,355

#### (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

#### (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 336,000		
	(相互保有株式) 普通株式 117,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,650,000	99,650	
単元未満株式	普通株式 658,988		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	100,761,988		
総株主の議決権		99,650	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権5個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。
- |        |               |
|--------|---------------|
| 自己保有株式 | 14株           |
| 相互保有株式 | 南海果工株式会社 636株 |

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 高砂香料工業株式会社	東京都大田区蒲田 5丁目37番1号	336,000		336,000	0.33
(相互保有株式) 南海果工株式会社	和歌山県日高郡 日高川町土生1181番	117,000		117,000	0.12
計		453,000		453,000	0.45

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	504	481	414	414	407	434	443	484	512
最低(円)	467	401	380	379	375	392	386	378	477

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	11,071	10,200
受取手形及び売掛金	26,001 <sup>3</sup>	22,439
商品及び製品	17,799	19,451
仕掛品	283	238
原材料及び貯蔵品	9,242	8,593
その他	3,478	2,985
貸倒引当金	221	225
流動資産合計	67,654	63,683
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	19,848	21,062
その他(純額)	16,219	16,179
有形固定資産合計	36,067 <sup>1</sup>	37,242 <sup>1</sup>
無形固定資産	3,756	4,409
投資その他の資産		
投資有価証券	12,307	13,654
その他	1,946	1,970
貸倒引当金	171	167
投資その他の資産合計	14,081	15,457
固定資産合計	53,905	57,109
資産合計	121,560	120,792
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,359 <sup>3</sup>	9,707
短期借入金	19,358	20,247
1年内返済予定の長期借入金	4,800	7,414
1年内償還予定の社債	535	610
未払法人税等	398	1,041
賞与引当金	812	1,621
役員賞与引当金	28	39
その他	5,669	5,133
流動負債合計	43,962	45,816
固定負債		
社債	1,010	1,360
長期借入金	13,699	10,554
退職給付引当金	8,036	8,075
役員退職慰労引当金	6	4
その他	727	1,000
固定負債合計	23,480	20,995
負債合計	67,442	66,812

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	9,248	9,248
資本剰余金	8,358	8,358
利益剰余金	38,917	35,613
自己株式	183	175
株主資本合計	56,340	53,044
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,127	4,881
為替換算調整勘定	7,472	5,001
評価・換算差額等合計	3,345	119
少数株主持分	1,122	1,055
純資産合計	54,117	53,980
負債純資産合計	121,560	120,792

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	87,576	88,656
売上原価	61,569	60,464
売上総利益	26,006	28,192
販売費及び一般管理費	1 20,930	1 21,818
営業利益	5,075	6,374
営業外収益		
受取利息	26	14
受取配当金	274	292
持分法による投資利益	138	22
その他	513	386
営業外収益合計	952	716
営業外費用		
支払利息	475	403
為替差損	143	243
その他	75	92
営業外費用合計	694	738
経常利益	5,334	6,352
特別利益		
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	-	41
貸倒引当金戻入額	5	14
役員退職慰労引当金戻入額	6	-
特別利益合計	14	57
特別損失		
固定資産処分損	23	49
投資有価証券評価損	69	73
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	138
その他	-	2
特別損失合計	93	263
税金等調整前四半期純利益	5,254	6,147
法人税、住民税及び事業税	1,330	1,153
法人税等調整額	606	616
法人税等合計	1,937	1,769
少数株主損益調整前四半期純利益	-	4,377
少数株主利益	99	170
四半期純利益	3,217	4,207

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	28,734	28,108
売上原価	19,902	19,628
売上総利益	8,832	8,480
販売費及び一般管理費	1 6,892	1 7,210
営業利益	1,939	1,270
営業外収益		
受取利息	4	0
受取配当金	99	104
持分法による投資利益	45	4
為替差益	66	-
その他	131	139
営業外収益合計	348	240
営業外費用		
支払利息	150	126
為替差損	-	2
その他	26	25
営業外費用合計	177	154
経常利益	2,110	1,355
特別利益		
固定資産売却益	0	1
貸倒引当金戻入額	0	0
役員退職慰労引当金戻入額	6	-
特別利益合計	6	0
特別損失		
固定資産処分損	11	24
その他	-	0
特別損失合計	11	24
税金等調整前四半期純利益	2,105	1,331
法人税、住民税及び事業税	329	50
法人税等調整額	311	363
法人税等合計	641	414
少数株主損益調整前四半期純利益	-	917
少数株主利益	43	35
四半期純利益	1,421	882

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	5,254	6,147
減価償却費	3,721	3,895
貸倒引当金の増減額(は減少)	35	20
受取利息及び受取配当金	300	307
支払利息	475	403
固定資産処分損益(は益)	22	48
売上債権の増減額(は増加)	3,365	4,203
たな卸資産の増減額(は増加)	1,992	345
仕入債務の増減額(は減少)	2,123	2,787
その他	1,076	1,371
小計	8,881	7,766
利息及び配当金の受取額	358	356
利息の支払額	482	409
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,464	1,948
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,293	5,765
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,637	2,906
有形固定資産の売却による収入	3	11
無形固定資産の取得による支出	1,386	285
投資有価証券の取得による支出	26	16
貸付金の回収による収入	19	4
その他	86	65
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,940	3,127
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,199	814
長期借入れによる収入	4,039	7,498
長期借入金の返済による支出	3,737	6,739
社債の償還による支出	540	425
配当金の支払額	752	876
少数株主への配当金の支払額	25	53
その他	22	29
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,238	1,441
現金及び現金同等物に係る換算差額	54	361
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	830	835
現金及び現金同等物の期首残高	10,660	10,200
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	35
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,829	11,071

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の適用に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、重要性が増した Takasago Fragrancias E Aromas Ltda. (連結子会社 Takasago International Corporation(U.S.A.)の子会社) を連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 18社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用非連結子会社 持分法適用非連結子会社の変更 当第3四半期連結会計期間より、重要性が増した Takasago Fragrancias E Aromas Ltda. (連結子会社 Takasago International Corporation(U.S.A.)の子会社) を持分法適用の範囲から除外しております。 変更後の持分法適用非連結子会社の数 13社</p> <p>(2) 持分法適用関連会社 変更はありません。</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益への影響は軽微であります。税金等調整前四半期純利益は146百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>
	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、73,968百万円 であります。</p> <p>2 受取手形裏書譲渡高は、25百万円であります。</p> <p>3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につ いては、手形交換日をもって決済処理をしておりま す。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の 休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満 期手形が、当第3四半期連結会計期間末の残高に含 まれております。 受取手形 311百万円 支払手形 704 "</p> <p>4 保証債務 下記関係会社等の金融機関からの借入等に対し、 債務保証を行っております。 南海果工(株) 746百万円 (実質負担額) (372 " ) 従業員 37 " 計 784 " このほかに、下記関係会社の金融機関の支払保証 に対し、保証予約を行っております。 Takasago International 2 " (Italia) S.R.L.</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、72,404百万円 であります。</p> <p>2 受取手形裏書譲渡高は、140百万円であります。</p> <p>3</p> <p>4 保証債務 下記関係会社等の金融機関からの借入等に対し、 債務保証を行っております。 南海果工(株) 813百万円 (実質負担額) (406 " ) 従業員 49 " 計 862 " このほかに、下記関係会社の金融機関の支払保証 に対し、保証予約を行っております。 Takasago International 2 " (Italia) S.R.L.</p>



(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与及び手当 5,162百万円 研究開発費 6,105 "</p> <p>研究開発費については、複合科目として集計しております。なお、製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与及び手当 5,379百万円 研究開発費 6,107 "</p> <p>研究開発費については、複合科目として集計しております。なお、製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与及び手当 1,733百万円 研究開発費 1,985 "</p> <p>研究開発費については、複合科目として集計しております。なお、製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与及び手当 1,763百万円 研究開発費 2,102 "</p> <p>研究開発費については、複合科目として集計しております。なお、製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 9,908百万円</p> <p>預入機間が3カ月を超える定期預金 79 "</p> <p>現金及び現金同等物 9,829 "</p>	<p>1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年12月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 11,071百万円</p> <p>預入機間が3カ月を超える定期預金 - "</p> <p>現金及び現金同等物 11,071 "</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 100,761,988株
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 399,898株
- 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高  
該当事項はありません。

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	502百万円	5円	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	401百万円	4円	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

##### (金融商品関係)

金融商品の四半期連結会計期間末の時価等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

##### (有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

##### (デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	香料事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	28,358	376	28,734		28,734
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		121	121	(121)	
計	28,358	498	28,856	(121)	28,734
営業利益	1,605	334	1,939		1,939

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	香料事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	86,439	1,137	87,576		87,576
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		365	365	(365)	
計	86,439	1,502	87,942	(365)	87,576
営業利益	4,057	1,018	5,075		5,075

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な製品

(1) 香料事業.....清涼飲料、アイスクリームなどの冷菓、キャンディー、ガム、スナック、調理加工食品(冷凍食品、スープ、調味料)、タバコなどに使用されるフレーバー、石鹼、洗剤、香粧品、芳香剤などに使用されるフレグランス、メントール、ムスクなどのアロマケミカル、医薬中間体や写真感光剤などのファインケミカル及びその関連商品

(2) その他の事業...不動産賃貸

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	17,707	5,091	3,147	2,788	28,734		28,734
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,638	234	312	2	2,188	(2,188)	
計	19,346	5,325	3,459	2,791	30,923	(2,188)	28,734
営業利益	1,155	238	114	285	1,793	146	1,939

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	57,187	13,718	8,708	7,962	87,576		87,576
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,956	509	854	38	6,359	(6,359)	
計	62,143	14,227	9,562	8,001	93,935	(6,359)	87,576
営業利益(営業損失は )	4,091	199	99	806	4,797	277	5,075

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域  
(1) 北米.....米国、メキシコ  
(2) 欧州.....フランス、ドイツ、スペイン  
(3) アジア.....シンガポール、中国、マレーシア

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	5,926	3,073	3,467	604	13,072
連結売上高(百万円)					28,734
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	20.6	10.7	12.1	2.1	45.5

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	15,389	8,572	9,912	1,902	35,777
連結売上高(百万円)					87,576
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.6	9.8	11.3	2.2	40.9

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2. 各区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米.....米国、カナダ、メキシコ  
 (2) 欧州.....フランス、ドイツ、スペイン、英国、イタリア  
 (3) アジア.....シンガポール、中国、マレーシア、インドネシア、韓国、フィリピン、台湾、タイ  
 (4) その他の地域...ブラジル、オーストラリア、プエルトリコ  
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 【セグメント情報】

### 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に香料を製造・販売しており、提出会社、国内子会社、在外子会社はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各会社において戦略を立案し、事業活動を展開しております。

各会社を報告セグメントとした場合、非常に多数の報告セグメントが開示されることとなるため、経済的特徴や製品及びサービスの内容等を鑑み、当社は、地域別に「日本」「米州」「欧州」及び「アジア」の4つを報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、香料事業の製造・販売を主な事業内容として、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸をはじめ、その他のサービス等の活動を展開しております。

### 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

(単位：百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高							
外部顧客への売上高	53,677	15,852	9,833	9,293	88,656		88,656
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,115	560	980	44	6,701	6,701	
計	58,793	16,412	10,814	9,337	95,358	6,701	88,656
セグメント利益	3,283	1,075	644	1,285	6,290	84	6,374

(注) 1. セグメント利益の調整額84百万円は、セグメント間取引に係る内部損益取引の調整額92百万円、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額 9百万円、その他2百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

(単位：百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高							
外部顧客への売上高	16,746	5,178	3,131	3,052	28,108		28,108
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,055	184	372	8	2,620	2,620	
計	18,801	5,362	3,503	3,061	30,729	2,620	28,108
セグメント利益又は損失( )	605	8	245	329	1,172	98	1,270

(注) 1. セグメント利益の調整額98百万円は、セグメント間取引に係る内部損益取引の調整額55百万円、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額37百万円、その他4百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### (追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平

成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	528円03銭	1株当たり純資産額	527円26銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	54,117	53,980
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,122	1,055
(うち少数株主持分)	(1,122)	(1,055)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額 (百万円)	52,994	52,925
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連 結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数 (千株)	100,362	100,377

## 2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 32円05銭	1株当たり四半期純利益金額 41円92銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	3,217	4,207
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株主に係る四半期純利益(百万円)	3,217	4,207
普通株式の期中平均株式数(千株)	100,386	100,369

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 14円16銭	1株当たり四半期純利益金額 8円79銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	1,421	882
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株主に係る四半期純利益(百万円)	1,421	882
普通株式の期中平均株式数(千株)	100,382	100,365

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第85期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月12日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	401百万円
1株当たりの金額	4円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月6日



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

高砂香料工業株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 雅 樹

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 富 永 貴 雄

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 信 田 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高砂香料工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月14日

高砂香料工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 雅 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 永 貴 雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 信 田 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高砂香料工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。